

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高山村長 後藤 幸三

市町村名 (市町村コード)	群馬県高山村 (10428)
地域名 (地域内農業集落名)	尻高地区 (役原地区、関田地区、戸室地区、火の口地区、北之谷地区、熊野地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化や後継者不足により規模縮小や耕作放棄地の増加が懸念されるため、新規就農者を含めた若年層の担い手確保が必要となる。
- ・小規模の農地が点在するため担い手の耕作地が分散しており、耕作地の高低差もあることから、大型の農業用機械等も利用しづらい場所が多い。
- ・慣行の農地と有機農業・環境保全型農業の農地が混在している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻及び露地野菜を主要作物として収益性を確保しつつ、花きや果樹の栽培振興とあわせて、新たに加工用作物を導入して耕作放棄地の減少と担い手確保を図る。
- ・農地の集約や土地改良を実施し、担い手が引き受けやすい農地の基盤整備を行い、あわせて有機農業・環境保全型農業の区画を確保し取組拡大につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及び現在耕作が行われている農地を農業上の利用が行われる区域とし、それ以外の農地は保全・管理を中心に行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
所有者の意向を踏まえつつ、段階的に農地バンクへの登録を進め、担い手への農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の意向を踏まえつつ、段階的に農地バンクへの登録を進め、担い手への農地の集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
戸室地区内において土地改良を実施し、その他の地区においても必要に応じて基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の就農希望者に対し、地域の担い手を中心に研修の受け入れ等を実施し、行政機関やJA等と連携しながら担い手として育成・定着に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区を越えた連携を行い、農地保護や耕作放棄地等の減少に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

- ①「鳥獣被害防止総合対策交付金」等を活用しながら農地周辺に侵入防止柵や檻を設置し、猟友会等と連携して被害防止に取り組む。
- ②有機農業・環境保全型農業の取組を拡大し、環境負荷低減に努める。
- ③自動抑草ロボット活用等による環境負荷低減の取組及びGPSを利用した自動操舵システム等により作業の効率化・省力化に取り組む。
- ⑤花きや果樹の栽培振興とあわせて加工用作物を導入し、耕作放棄地の減少と花き・果樹生産者の拡大に取り組む。
- ⑦地域全体で連携し、農地の保全と耕作放棄地の減少に取り組む。
- ⑧担い手の規模拡大や増加に伴い、出荷・調製施設を整備する。